

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和8年2月16日

山口県知事 村岡 嗣政

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称及び数量

警察職員定期健康診断及び交替制勤務者健康診断実施業務 一式

(2) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

山口市滝町1番1号 山口県警察本部及び県下17所属

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、健康診断について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。

(4) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県警察本部警務部会計課

4 入札説明書及び仕様書の交付

この公告の日から入札の日の前日まで（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第16号）第1条第1項各号に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、山口県警察本部警務部厚生課において、随時交付する。

5 入札の方法

この入札は、政令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に入札説明書に定める総合評価のために必要な書類（以下「提案書」という。）を添えて提出すること。

6 入札を執行する日時及び場所等

- (1) 場所 山口県山口市滝町1番1号 山口県警察本部1階 記者会見室
- (2) 日時 令和8年3月24日（火曜日）午後1時30分
- (3) 特記事項 郵便による入札書提出を認めます（郵便による入札の対象）。

7 入札保証金

免除する。

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 電信による入札
- (3) 定められた郵便方法によらない入札
- (4) 記名のない入札
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者決定基準

(1) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び技術に関する提案を総合的に評価することにより行う。

(2) 審査基準

ア 価格に関する提案の評価

入札金額について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

イ 技術に関する提案の評価

提案書に記載された健康診断に係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれの評価点を求める。なお、技術に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表「提案書評価表」のとおりとする。

ウ 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び技術評価（技術に関する提案の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

- (ア) 価格評価 100点
- (イ) 技術評価 100点

10 落札者の決定方法

- (1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い総合評価点（価格評価及び技術評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、次に掲げる場合には、落札者とししない。

- ア 提案の内容が入札説明書に定める最低限の要求水準を満たしていない場合
- イ 提案書において、入札説明書に定める重要事項が適切に記述されていない場合

ウ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

エ 政令第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最も高い総合評価点を得て、有効な入札を行った他の者を落札者とする。

(2) 落札となるべき最も高い総合評価点を得て入札した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

11 その他

(1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 積算内訳書の提出

入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した内訳書を提出すること。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) この公告後に、2(3)に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和8年3月9日午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(5) 契約の解除

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約書には、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、県は契約を解除することができること、また、契約の解除により損害を受けた場合であっても、受託者は、その損害の賠償を県に請求することができないことの記載をする。

(6) 詳細については、山口県警察本部警務部厚生課（電話083-933-0110）に問い合わせること。